



三郷市 Misato City

介護保険料の賦課誤りについて

介護保険料を遡及して賦課できる期間の解釈に誤りがあり、一部の被保険者のかたの保険料を過大に徴収していたことが判明いたしました。

○経緯

介護保険料の賦課決定(変更)は、介護保険法第200条の2で「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降においてははすることができない」とされています。

この「最初の保険料の納期」の解釈について、特別徴収の対象者については、仮徴収の第1期(同法第140条第3項において準用する同法第137条第1項の規定により5月10日)とすべきところ、本市では徴収方法(普通徴収、特別徴収)にかかわらず、当該年度の賦課額が確定した後の最初の納期である普通徴収第1期(7月末)としており、本来賦課できる期間を超過しているにもかかわらず過大に賦課(徴収)している事例があることが判明したものです。

○対象件数及び金額

令和2年度～令和3年度調定分(平成30年度～令和元年度分保険料)
3件 計56,500円

○今後の対応

対象者の方々には、個別にご説明とお詫びのご連絡をしたうえ、速やかに返還の手続きを進めます。

○再発防止策

法令改正の際には、内容を詳細に把握するとともに、解釈に疑義がある場合は国・県と連絡を密にして解消を図るなど、正確な運用に努めてまいります。

<この情報提供に関するお問い合わせ>

・三郷市 いきいき健康部 介護保険課 介護給付係
TEL048-930-7792(直通)